伊勢崎市告示第２２３号

公　示　送　達

差押調書謄本、配当計算書謄本の送達を受けるべき次の者の住所及び居所等が不明のため、地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「法」という。）第２０条の２第１項及び伊勢崎市市税条例（平成１７年伊勢崎市条例第７５号）第１８条の規定により公示送達します。また、法第２０条の２第２項の規定により伊勢崎市長（財政部収納課）が保管しておりますので受領してください。

なお、法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したときは、書類の送達があったものとみなします。

令和８年１０月２２日

伊勢崎市長　臂　　泰　雄

差押調書謄本、配当計算書謄本	
氏名（名称）	SEKH　BASED

告示の日から７日間掲示